

違反対象物公表制度の運用開始について

◇公表制度とは

令和2年4月1日から、火災が発生した場合に危険な状態にある建物の公表を開始します。
これは、建物を利用しようとする方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防本部が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

◇対象となる建物

おもに飲食店、百貨店、宿泊施設など不特定多数の方が利用する建物及び病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。

◇対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている下記のいずれかが消防法令に違反して設置されていない建物です。

- ・屋内消火栓設備
- ・スプリンクラー設備
- ・自動火災報知設備

◇公表の方法

松浦市消防本部ホームページに掲載します。詳しくは電話連絡にて対応いたします。

(問合せ先)

松浦市消防本部
消防課予防係

☎0956-72-1211